

第5回八街市農業委員会総会

平成27年5月20日

八街市農業委員会

平成27年第5回農業委員会総会

平成27年5月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄 |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇津木邦雄 | 19. 保谷俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行 | 20. 金子正弘 |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志 | 21. 中川利夫 |
| | | 22. 三須裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	醍醐文一	主 査	宮内清志
副 主 幹	菅沼邦夫	主 査 補	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認について
議案第8号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
議案第9号 農地法第3条関係事務指針の一部改正について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について

○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○三須会長

平成27年第5回総会にあたり、農繁期中、大変忙しいところ全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、局長が申されたように、猿が出没したということで、何か今は榎戸の方にいるような話を今、情報が入りまして、人や農作物に被害がなければいいなと思っております。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で14件です。軽微な農地改良事業適合証明の交付について、農用地利用修正計画の承認についての4件、平成26年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価の承認について、平成27年度目標及び達成に向けた活動計画の承認について、農地法第3条関係の事務指針の一部改正について、報告案件1件、合わせて総件数23件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶いたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

○醍醐事務局長

それでは、会務報告につきまして報告させていただきます。

4月23日木曜日、午前10時から転用事実確認現地調査を市内で実施しまして、これには鈴木部長、船木委員、長谷川委員に出席いただいております。

5月に入りまして1日木曜日、午後1時半から転用事実確認現地調査を市内で実施しまして、これには林部長、岩品副部長、宇津木委員に出席いただいております。

またこの日、同日午後1時から、平成27年度八街市廃プラスチック対策協議会、また午後2からは植物防疫協議会総会、また3時から第1回農業組合連合会長会議が保健センター大会議室で行われ、三須会長に出席いただいております。

5月11日月曜日、午前10時から戦没者追悼式が中央公民館で行われ、三須会長に主席いただいております。

また、5月14日木曜日、午後1時半から転用事実確認現地調査並びに農地パトロールが実施され、これには森副部長、長谷川委員、宇津木委員、日暮委員、保谷委員に出席いただいております。

また、本日水曜日午前10時から耕作放棄地対策協議会が市役所第1会議室で行われ、三須会長に出席いただいております。

以上です。

○三須会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

ご異議なしと認め、こちらから指名申し上げます。

今月は、議席番号21番、中川副会長、1番、内藤委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積7,946平方メートル、権利者事由、新規で農業経営を始めたい、義務者事由、高齢のため経営規模を縮小したい。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、中川副会長。

○中川委員

それでは、議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査報告をします。

申請地位置は、市役所より北へ約1.5キロメートル、境界は石杭が入っております。現況は、トラクターによりきれいになっております。一部ハウレンソウなどがつくってありました。進入路は八街市市道です。次に、農地法第3条第2項の不許可の基準に該当するか否かについて報告します。権利者は新規就農ということですが、専業農家を営んでいる娘の家族と自営業を営んでいる息子夫婦が全面的に協力をするというので、その内容について全員から承諾書が提出されております。よって、主な農機具は、農業を営んでいる娘の家族から全て借りることになっており、主な労働力は権利者と娘の2名であります。年間農作業従事日数は、権利者が350日、娘が200日で、娘の嫁ぎ先が農家ということで、技術力は問題ありません。また、面積要件については下限面積の50アールを満たしており、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はないものと思われま。その他の参考となる事項として、営農計画は落花生と麦を作付する計画で、娘の家族が出荷している業者に出荷するそうです。また、通作距離は自宅から約1.5キロメートル、車で約5分であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま。

以上で報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在吉倉字瀬田入地先、地目山林、現況畑。面積2,548平方メートルのうち1,796.64平方メートルです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

議案第2号、1番、農地法第4条申請調査結果について報告します。

申請地については、市役所より南に約7キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地の区分、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。申請目的は、太陽光発電設備ということで、棟数が5棟、パネル225枚、パワコン5台、資金については、自己資金と借入金で賄うそうです。造成計画は、埋め立て等を行わず、軽く転圧をかけるのみとのことです。また、上下水道は使用しない、排水に関しては雨水のみであり、地下浸透とする。また、大雨のときなど周囲の農地への水や土砂の流出が考えられるため、盛り土をして流出を防ぐ。設置する工作物には2メートル程度のため、日照、通風への影響は著しく少ないものと考えられる。その他、雑草の除去を定期的に行い、周囲の営農への支障がないものと思われまふ。

以上のことから、本案件は何ら問題はないと思われまふ。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字南中道地先、地目畑、面積839平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,222平方メートルです。当初計画の目的は、倉庫1棟及び駐車場用地です。変更計画の目的は、倉庫6棟用地です。計画変更の事由ですが、運送業を営む事業者が事業拡張に伴い、当初の計画よりも倉庫が必要となったため、駐車場をやめ、倉庫を増設するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

なお、本件は、開発行為の変更にも該当することから、都市計画法との調整を要する旨、意見を付すことが妥当かと思われまます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、船木委員。

○船木委員

議案第3号、1番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より南に約1キロメートルにあり、市道に面しております。本案件は、平成27年4月20日付で許可を受けた土地であります。当初計画、倉庫1棟、駐車場25台分を軽量鉄骨造平家建てテント倉庫6棟に変更するものであります。あと、雨水処理ですが、既存側溝だったものがオンサイトに変更になります。

以上のことから、何ら問題はないと思われまますので、報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については、都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字北四番地先、地目畑、面積247平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、専用住宅用地です。転用事由は、現在アパートに居住している権利者が、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、移り住むものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号2、所在八街字北四番地先、地目畑、面積606平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積963平方メートルです。区分は、売買です。転用目的は、宅地分譲及び道路用地です。転用事由は、2区画の宅地と道路を造成し、販売するものです。農地の区分は、第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、所在八街字柳沢地先、地目畑、面積、登記面積826平方メートル、実測面積1,081平方メートルのうち979.12平方メートルです。区分は、使用貸借です。転用目的は、長屋住宅用地です。転用事由は、アパート2棟の経営により安定した収入を得るものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、所在八街字柳沢地先、地目畑、面積、登記面積826平方メートル、実測面積1,081平方メートルのうち16.65平方メートルほか1筆、計2筆の合計実測面積1,222平方メートルのうち157.65平方メートルです。区分は、使用貸借です。転用目的は、貸駐車場用地です。転用事由は、申請地近隣において駐車場不足から、この状況から需要が見込めるため当該申請地を借り、貸駐車場業により安定した収入を得るものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号5、所在小谷流字宮下地先、地目畑、面積2,092平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積5,361平方メートルです。区分は、賃貸借です。転用目的は、駐車場用地です。転用事由は、現在ホテルやペット同伴型施設を運営している事業者が、施設収容人数に対して駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号6、所在砂字向畑地先、地目畑、面積231平方メートルです。区分は、売買です。転

用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次の番号7、番号8、番号9、番号10、番号11は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

まず、番号7、所在滝台字滝台、地目畑、面積1,983平方メートルです。番号8、所在・地目同じく、面積1,983平方メートルです。番号9、所在・地目同じく、面積1,520平方メートルです。番号10、所在・地目同じく、面積374平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,235平方メートルです。番号11、所在・地目同じく、面積937平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,437平方メートルです。いずれも区分は、売買です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により収益増を得るといふものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、船木委員、お願いいたします。

○船木委員

議案第4号、1番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より西に約1キロメートルにあり、市道より位置指定道路を進入いたします。農地性としては、事務指針28ページ④のbの(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地247平方メートルであり、面積妥当と思われまふ。申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の権利取得の見込みとして、隣接する公衆用道路121平方メートルの使用貸借権を義務者より取得します。資金につきましては、借入金で賄う計画となっております。申請地は宅地化されている中の農地であり、支障となるものはありまふ。事業計画ですが、新築する基礎工事等で発生する残土を利用し、土砂の搬入はいたしまふ。用水については公営水道、雨水については浸透枳、汚水・雑排水については公共下水道といたしまふ。権利者は現在アパートに住んでおりますが、子どもたちも成長し、手狭となったため、本申請地を選定いたしました。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないと思われまふ。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

続いて、2番について、船木委員、続いてお願いしまふ。

○船木委員

議案第4号、2番について調査をご報告申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より約1キロメートルに位置し、市道より接道されております。農地性としては、用途区域内の農地のため、事務指針28ページ④のbの(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。次に、一般基準ですが、本申請は宅地分譲2区画357平方メートル及び進入路用地606平方メートル、合計963平方メートルであります。資金については、自己資金で賄う計画となっております。申請地は、小作人等支障となるものではなく、隣接する農地は義務者の農地であります。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水については雨水浸透枿、汚水・雑排水については公共下水道に接続します。造成計画については、周囲にブロック積みで土留めを施工し、工事を行います。道路はアスファルト舗装をし、側溝を付設いたします。法面の傾斜を30度以内で施工し、工事を行います。申請地の切り盛りで整地するため、土砂の搬入は行いません。通勤・通学帯の時間帯は、資材の搬出入は行わないようにします。土地の選定理由としては、土地代が安価で近郊は閑静な住宅地であり、宅地分譲地として適しているためということです。

以上のことから、一般基準、立地基準等、何ら問題はないと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、3番について、長野委員、お願いいたします。

○長野委員

議案第4号、3番、4番につきましても関連しておりますので、一括して調査報告を申し上げたいと思います。

まず、立地基準ですが、申請地は、JR八街駅から東へ約1キロメートルに位置しまして、八街バイパスに接近しており、八街市道により進入路は確保されております。農地性としては、事務指針の28ページ④のb、(ウ)に該当するため、3番、4番ともに第3種農地として判断いたしました。一般基準ですが、本申請の3番は長屋住宅2棟建設の予定で、借入金によるものであります。申請面積は979.12平方メートル、計画としまして、約40センチの碎石による盛り土を行い、造成いたします。用水につきましては、本市水道管より埋設延長し給水し、汚水・雑排水については、公共下水道管を敷地方向に延長し、放流する。雨水につきましては、貯留浸透枿を設けて敷地内で処理をするということです。4番につきましては、貸し駐車場建設の予定で、これは自己資金によって賄うということです。約10台分の計画予定です。申請面積は157.65平方メートルであります。隣接農地につきましては、西側に位置しておりますが、3番、4番ともに土地利用計画建設概要を説明し、土砂等の流出は、境界をブロック積みとして対応することとしています。また、申請地には小作人等権利移転に対する支障となるものはありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は3番、4番ともに問題はないものと思います。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、5番について、日暮委員、お願いいたします。

○日暮委員

議案第4号、5番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は、JR八街駅から西へ約6キロメートルに位置し、公道に接しており、進入路は問題ありません。農地区分ですが、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。ホテル及びペット同伴型施設の来客用駐車場施設としての利用をしたいということです。現在は、80台分はあるそうですが、今後來客数が増えた場合、駐車場待ちの車両による生活道路の渋滞なども想定されるため、この申請地を利用し、さらに150台分の駐車場を確保したいということです。次に、一般基準ですが、事業内容、施設、交通面などを考えると、申請面積は妥当と思われます。資金については、自己資金で賄う計画となっております。申請地は、小作人など権利移転に対して支障となるものはありません。また、土地改良受益地ではありません。事業計画ですが、現況の形状のまま碎石を敷き、ロープにて車両の区分をするそうです。雨水については、自然浸透及び浸透柵を2カ所予定していて、問題はないと思います。また、計画地内に赤道があり、赤道については八街市道路担当課と協議を行うということです。これからの施設利用者数から見て、駐車場台数が不足するという事などを考えると、必要性が認められると思います。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、6番について、山本委員、お願いいたします。

○山本委員

議案第4号、6番について報告いたします。

立地基準ですが、市役所より南西約7キロメートル、砂コミュニティより約250メートル入ったところに位置しております。東側、南側方向に市道に接道しております。農地区分ですが、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、2種農地と判断いたしました。次に、一般基準ですが、計画面積の妥当性、これは、隣接しております山林が710平方メートルほどありまして、それと本人、権利者所有の土地でございます、それと合わせて941平方メートルということで、計画しているソーラーパネルの49.5キロワットということで、適当と思われます。資金は、自己資金。それから、周辺農地への支障ですが、現在その山林部分が竹林となっていて、そこを抜根、整地して工事をするという事で、日照等問題ないと思われます。あと隣接農地所有者への説明ということで、当人に聞きましたところ、説明を受けていると、特別問題はないということで聞いておりますので、この案件は問題はないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○三須会長

次に、7番から11番につきましては、関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。小川委員、お願いいたします。

○小川委員

それでは、議案第4号の7番から11番の5件について調査報告をさせていただきます。

立地基準ですけれども、皆さん、滝台は駅から非常に遠いので、滝台からということで説明させていただきますが、滝台に唯一信号が、国道409号線から信号はありますけれども、そこから山田台に一本道路で真っすぐな道路がございます。その信号から約200メートル離れたところに権利者の会社があるのですけれども、権利者は八街を中心に千葉、東金等々、市の指定業者にもなっております、下水工事のかなり大きな会社でございます。この会社が昨年の7月から12月で完成させた太陽光発電が約5町歩、これが現在も売電をしておりますということですが、今度その道路の反対側に8反歩くらいの太陽光発電を新設したいということでございますが、この8、158平方メートルなんですけれども、権利者が5名です。ここは、高速道路と御成街道と先ほど話しました滝台山田台線に挟まれた三角地で、2角には会社と農家が1軒建っていて、その間の土地の8、158平方メートルという面積です。生産性が非常に低い土地で、何年もの間、耕作はあまりされておられません。滝台は大きな畑かんの土地改良事業組合もございますけれども、そこにも昔から入っておりません、近年大変干ばつが続いておりますので、生産性は非常に低い農地で、第2種農地でございます。これは、権利者は、道路1枚隔てたところで、非常に会社の目と鼻の先ということで、ここを購入して太陽光発電をするというものでございます。いろいろ調べましたけれども、太陽光パネルの下は砂利敷きです、輸入物だと思いますけれども、ガラスっぽい非常に真っ白な、きれいな砂利です、これを敷設して、その上に架台を乗せると思います。現在、大分太陽光の方に会社はウエートを置いてきてございますけれども、各資料の整備等々、経済産業省からの設備認定書等々、誓約書とか委任状とか、資料も全部問題なくそろってございます。参考のために、今回の8、158平方メートルの権利関係も、問題はございません。それで、この太陽光に使われる費用は約2億円、年間の売電計画は約2,120万円です、計画ですけれども、これは参考のためにお話ししておきます。

ということで、立地基準も一般基準も特に問題になる点はないと思います。

以上、調査報告をさせていただきます。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在小谷流字牛ヶ池尻地先、地目畑、面積5,985平方メートルです。目的は、覆土による軽微な農地造成です。工事期間は平成27年5月21日から7月31日までです。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、日暮委員、お願いいたします。

○日暮委員

議案第5号、番号1、軽微な農地改良事業適合証明願について、現地調査報告をいたします。

申請地は、周囲より低く、土質も悪いため、耕作に不具合が生じているとのことで、農地改良をしてから作付を行うものです。作付はサツマイモを予定しております。現在の表土の性質及び搬入土の性質は、現在の表土は粘土です。搬入土は黒土で、搬出元は転用許可済み地の事業現場の表土を利用します。盛り土高は隣接地の高さまでの計画であり、現在の高さから平均して16センチメートルは必要とのことです。完成後は、周囲と高さが一致するため、土砂の流出や流入の被害はないと思われま

す。以上で報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

それでは、ここで休憩を10分ほどしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時28分

○三須会長

それでは、休憩前に引き続き会議に戻ります。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成27年5月14日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、平成27年度第2次農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在八街字弁天崎、地目畑、面積2,894平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積2万1,734平方メートルのうち、1万6,692平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は1年、新規です。

番号2、所在文違字文違野、地目畑、面積2,086平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,419平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は3年、新規です。

番号3、所在八街字別ヶ野、地目畑、面積1万273平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万542平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号4、所在八街字笹引、地目山林、現況畑、面積9,900平方メートルのうち3,000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2万6,286平方メートルのうち5,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から4までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○三須会長

挙手多数でありますので、議案第6号につきましては承認することに決定いたします。

次に、議案第7号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認につ

いてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第7号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認についてご説明いたします。お手元の議案第7号の資料をごらんください。

この活動点検・評価につきましては、本年3月19日に開催されました第3回定例総会におきましてご承認を受けた平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本年3月21日から4月19日までの30日間を地域農業者等からの意見及び要望等の募集期間として設定し、本市ホームページに掲載し、意見の募集等を行いました。しかし、意見応募がございませんでしたので、資料の3枚目表の(5)の地域の農業者等からの意見等の欄につきましては、意見なしと記載いたしました。また、評価項目につきましては、第3回総会で承認していただいた原案を変更することなく評価いたしました。

以上ですので、よろしく願いいたします。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第7号については承認することに決定いたします。

次に、議案第8号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第8号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてご説明いたします。お手元の議案第8号の資料をごらんください。

本件の活動計画につきましても、ただいま承認いただきました議案第7号、活動の点検・評価のご承認と同様に、第3回総会で案についてご承認をいただき、同じく3月21日から4月19日までの30日間、意見募集を行いました。意見の応募がございませんでした。したがって、本件につきましても、第3回総会でご承認をいただきました活動計画の原案を目標及び活動計画といたしました。

以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第8号については承認することに決定いたします。

次に、議案第9号、農地法第3条関係事務指針の一部改正についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第9号、農地法第3条関係事務指針の一部改正についてご説明いたします。

地方分権改革を推進するため、平成26年、地方からの提案等に関する対応方針に基づき、農地法関係事務に係る処理基準の一部改正が行われ、平成27年3月18日から施行されております。それに伴い、八街市の農地法第3条関係事務指針を一部改正するものです。

なお、今回改正された主な内容でございますが、農地法第3条第2項第1号に規定されている農地等の権利移動の許可要件のうち、農地等の権利を取得しようとする者が耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、これは全部効率利用要件といいますが、この要件について、新たに農地等の権利を取得しようとする者が他者に貸し付けている農地の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないことなど、全部効率利用要件の解釈が明確化されたことに伴い、関係する条文が改正となっております。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○醍醐事務局長

今の法令改正の件につきまして、班長の方から説明があったように、法令の内容の忠実に説明したのですが、ちょっとわかりにくいところもあったので、私から補足説明をさせていただきますと、具体的に申しますと、私が農家でやっております、私がHさんにお貸ししているという場合、今までは、そうしたところについては、私が新たな農地を3条で賃貸なりを取得することができないという法令だったのですが、今度は、私がHさんに貸しているその土地が、Hさんがちゃんをつくっていただいている場合にあっては、私が新たに農地を賃貸なり取得することができるという今回の改正の趣旨でございます。

ですから、今まではちょっとそういった、貸していた者は、もう新たに土地を借りることはできないよと。けども、今度の改正で、貸していても、その貸した先がちゃんつくっていただければ、私は新たに農地を借りることができますよと。ということは、そういう改正なんです。

というのは、今回農地が有効利用活用していくよという方針が中間管理機構等を通じて全体的に国が政策を打っている中で、今までのやり方ではなくて合理的な、もう使われないものに

についてはどんどん有効的に農地を使っていこうというものに合わせた法律改正だということでご理解いただけるものであればよろしいかと思えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第9号については承認することに決定いたします。

それでは、菅沼副主幹、改正後の事務指針の取り扱いについてを説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、今後の事務指針の取り扱いについてでございますが、農地関係法令の改正に伴う大きな変更につきましては、このように総会においてお諮りいたしますが、誤字、脱字や軽微な変更につきましては、事務局長の判断により、会長専決により農地法第3条事務指針を変更することについて、ご承認をいただきたいと思えます。

以上です。

○三須会長

事務局の説明どおり、誤字、脱字や軽微な変更については、事務局長の判断により、会長専決によって農地法第3条事務指針を変更することにしてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということですので、今後、誤字、脱字や軽微な変更に係る案件の事務処理につきましては会長専決にて処理いたします。

次に、報告第1号、農地法施行規則第32条第1項の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1項の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在八街字外満木山地先、地目畑、面積3,745平方メートルのうち12,00平方メートル。目的は、農業用倉庫1棟用地です。事業内容は、簡易的な農業用倉庫を設置するものです。

以上です。

○三須会長

本案件は報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

(午後4時42分)

議事録署名人

議 長

2 1 番

1 番